

福岡県災害歯科保健医療連絡協議会規則

(名称)

第1条 本会は福岡県災害歯科保健医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、日本災害歯科保健医療連絡協議会との連携の下、大規模災害時等における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 災害時における行政・他業種等の対外的な窓口
- (2) 災害時の各団体との連携、派遣調整
- (3) 情報センター機能としての資料整理
- (4) 避難所等標準口腔アセスメント票の統一版の作成・周知
- (5) 人材育成、情報共有のための仕組みの構築
- (6) 各団体登録者リストの作成
- (7) P R ・ 広告
- (8) 連絡協議会の行動指針の策定・改訂
- (9) 関係行政、医療関係職種・団体との連携
- (10) 研修・訓練の開催
- (11) その他連絡協議会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 連絡協議会は、次に掲げる団体（以下「構成団体」という）を以って組織する。

- (1) 福岡県歯科医師会
- (2) 福岡県内各郡市区歯科医師会
- (3) 学校法人福岡学園福岡歯科大学
- (4) 国立大学法人九州大学歯学部
- (5) 公立大学法人九州歯科大学
- (6) 福岡県歯科衛生士会
- (7) 福岡県歯科技工士会
- (8) 福岡県歯科用品商組合
- (9) 福岡県保健医療介護部
- (10) 福岡県保健所長会
- (11) その他連絡協議会が必要と認める団体

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は福岡県歯科医師会会長をもって充てる。
- 3 副会長は会長が構成団体に所属する者の中から若干名指名し、連絡協議会の議をもって選出する。
- 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 会長に事故があるときは、福岡県歯科医師会の会長を代行する者が会長を務める。

(会議の開催等)

第6条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の座長は、福岡県歯科医師会役員をもって充てる。
- 3 会議は、原則として毎年開催するものとし、会長が必要であると認めたときに招集する。
- 4 前項の規定に関わらず、2以上の構成団体から請求があったときには会議を開催するものとする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成団体以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として、福岡県歯科医師会の会議室にて行う。ただし、会長が必要と認めたときはウェブ会議方式にて行うことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 連絡協議会には、連絡協議会の活動に係る研究及び協議するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、会長が指名する者をもって構成する。なお、委員は、会議の出席者と同一人物であることを要しない。
- 3 ワーキンググループの委員長は、福岡県歯科医師会役員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、原則として毎年開催するものとし、委員長が必要であると認めたときに招集する。
- 5 ワーキンググループは、原則として、福岡県歯科医師会の会議室にて行う。ただし、委員長が必要と認めたときはウェブ会議方式にて行うことができる。

(旅費)

第8条 会議及びワーキンググループに係る旅費は、原則として福岡県歯科医師会が負担する。

- 2 会議及びワーキンググループに係る旅費は、福岡県歯科医師会の規定に基づき支給する。

(事務局)

第9条 連絡協議会の事務局は、福岡県歯科医師会に置く。

(規則の改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、会議の議を経て行う。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるものの他必要な事項は、連絡協議会が別に定める。

附則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日より施行する。